

第5期報告書

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

高松空港株式会社

事業報告

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当期は引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う航空需要の低迷等の影響を受けたものの、2021年9月末の国の緊急事態宣言の解除等による需要回復の局面もあり、国内線の航空旅客数は前年度と比較して24万人増（57%増）となりました。一方国際線については、日本を含む各国での入国制限に伴い、前年度に引き続き全路線が運休となっています。

この結果当期における高松空港の航空旅客数につきましては、国内線は66万人、国際線は0万人、合計で66万人となりました。

このような環境の中、社会インフラを提供する企業として、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた安全・安心な空港運営を大前提として業務を遂行する一方、コスト管理徹底等の支出削減に取り組んで参りました。しかしながら旅客数の激減による各事業への影響は甚大であり、当期の売上高は860百万円、営業損失は1,063百万円、当期純損失は1,018百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の投資は総額57百万円で、主なものは、空港防護システム更新工事費等であります。

(3) 直前2事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2020年3月期)	第4期 (2021年3月期)	第5期 (2022年3月期)
売上高(百万円)	1,476	723	860
経常利益(百万円)	△609	△1,273	△1,013
当期純利益(百万円)	353	△1,277	△1,018
1株当たり当期純利益(円)	42,727	△154,350	△123,031
総資産(百万円)	9,287	8,685	8,459
純資産(百万円)	7,644	6,366	5,348
1株当たり純資産(円)	923,569	769,218	646,187

(注)2019年10月1日付で、当社を存続会社、子会社であった高松空港ビル株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。上記売上高等については合併前（第3期上期分）の高松空港ビル株式会社の数値は含まれません。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主な事業内容
三菱地所株式会社	142,414百万円	73.08%	不動産の開発、賃貸、管理

(注)当社は、親会社の使用人を当社の役員及び使用人として受け入れております。

② 子会社の状況

該当ありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、将来イメージである「アジア・世界とつながる、四国瀬戸内No.1の国際空港 ～複数のLCCの拠点化を進め、旅客数307万人を達成～」実現に向け、2018年4月の民営化開始以降、順調な旅客需要の伸長とともに、旅客数増加に向けた受入環境の整備や利用者の利便性向上等に取り組んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外の移動需要の急速な減退等に起因し、マスタープラン及び中期経営計画の前提と大幅に異なる事業環境変化の最中にあります。

2022年度当初時点においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明な状況にありますが、引き続きコスト管理を徹底しつつ、自治体や地域と一体となりながら、国内線旅客数の回復並びに国際線の早期の復便を目指し事業を進めて参ります。

また、最も重要な事項である安全安心な空港運営体制を維持しつつ、旅客ビル施設に関する修繕・更新など、空港機能維持を目的とする設備投資は継続して行って参ります。

さらには新型コロナウイルス感染症収束後の旅客需要の回復及び伸長を見据え、当社経営状況と事業環境変化等を見定めながら、マスタープランの実現を目指すべく継続して取り組んで参ります。

(6) 主な事業内容

当社は高松空港の運営等（運営および維持管理ならびにこれらに関する企画を行い、同空港の利用者などに対するサービスの提供を含む。）およびこれに関連する事業を行っています。

(7) 主要な事業所

本 社 香川県高松市香南町岡1312番地7

(8) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

使用人数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
52名(9名減)	45.4歳	8.3年

(注) 契約社員、パート社員及び派遣社員を含んでおりません。

(9) 主な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
日本政策投資銀行	1200百万円
百十四銀行	350百万円
農林中央金庫	300百万円
伊予銀行	300百万円

(注)借入残高の多い借入先を抜粋しております。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,277株
- (3) 株主数 6名
- (4) 株主

株主名	持株数	持株比率
三菱地所株式会社	6,049株	73.08%
大成建設株式会社	1,000株	12.08%
香川県	578株	6.98%
パシフィックコンサルタンツ株式会社	400株	4.83%
高松市	249株	3.01%
シンボルタワー開発株式会社	1株	0.01%

3. 会社役員の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼業の状況
代表取締役社長	小幡 義樹	
専務取締役	榎藤 茂樹	空港営業部、リニューアル推進室担当
常務取締役	高田 達也	企画管理部担当
常務取締役	岡本 英明	空港運営事業部担当
取締役	藤岡 雄二	三菱地所株式会社 執行役常務 空港事業部担当
取締役	嶋野 崇文	パシフィックコンサルタンツ株式会社 プロジェクトイノベーション事業本部エグゼクティブプロジェクトマネージャー

取締役	西原 義一	香川県副知事
常勤監査役	丹 睦宏	
監査役	栞原 盾	大成建設株式会社 都市開発本部施設運営事業部長
監査役	柿崎 修一	パシフィックコンサルタンツ株式会社 財務経理部経理室 経理課長

- (注) 1. 2021年6月24日開催の定時株主総会において、取締役7名全員（小幡義樹氏、権藤茂樹氏、岡本英明氏、藤岡雄二氏、嶋野崇文氏及び西原義一氏）及び監査役3名全員（丹睦宏氏、栞原盾氏及び柿崎修一氏）が再選され、同日就任いたしました。
2. 2021年6月24日開催の定時株主総会終了後に開催された取締役会において、小幡義樹氏が代表取締役社長に再選、権藤茂樹氏が専務取締役に新選、高田達也氏及び岡本英明氏が常務取締役に再選され、同日就任いたしました。
3. 2021年6月24日開催の定時株主総会終了後に開催された監査役会において、丹睦宏氏が常勤監査役に再選され、同日就任いたしました。
4. 取締役嶋野崇文氏及び西原義一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。また、監査役栞原盾氏及び柿崎修一氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
5. 監査役柿崎修一氏は、パシフィックコンサルタンツ株式会社において経理を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員数(名)	報酬等の額(千円)
取締役 (うち社外取締役)	7 (2)	25,999 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	6,000 (-)
合 計	10 (4)	31,999 (-)

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	嶋野 崇文	パシフィックコンサルタンツ株式会社 社会プロジェクトイノベーション事業部エグゼクティブプロジェクトマネージャー	当社は兼職先とシステム開発委託等の取引関係があります。
社外取締役	西原 義一	香川県副知事	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	栞原 盾	大成建設株式会社 都市開発本部施設運営事業部長	当社は兼職先と施設設計建設発注等の取引関係があります。
社外監査役	柿崎 修一	パシフィックコンサルタンツ株式会社 財務経理部経理室 経理課長	当社は兼職先とシステム開発委託等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏名	主な活動状況
社外取締役	嶋野 崇文	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に総合コンサルティングについての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
社外取締役	西原 義一	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に行政連携についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
社外監査役	栗原 盾	当事業年度に開催された取締役会のすべて、監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、主に総合建設業における過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、主に総合建設業における過去の経験や実績に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	柿崎 修一	当事業年度に開催された取締役会のすべて、また、監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、主に経理業務についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、主に経理業務についての過去の経験や実績に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況（2022年3月31日現在）

会計監査人の氏名 EY新日本有限責任監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会にて決議している「内部統制システム構築の基本方針」の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ②取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ④取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び三菱地所グループで共有する情報管理関連規程等に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、必要に応じ社内規程を制定し、適時見直し等の改善をする。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるほか、必要に応じ社内規程を制定する。
- ② 当社の取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(4) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社の使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「三菱地所グループ基本使命」、「三菱地所グループ行動憲章」、「三菱地所グループ行動指針」を遵守する。
- ② 当社は、「三菱地所グループコンプライアンス規程」に基づく各社コンプライアンス責任者を選任し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- ③ コンプライアンスの違反等に関する事態が発生した場合は、代表取締役、取締役会、監査役会等に報告される体制を構築する。
- ④ 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当等）に匿名で相談・申告できる「ヘルプライン」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

(5) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」に基づくリスクマネジメント責任者を選任し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ② リスク管理を円滑にするために、社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

(6) 当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」を共有し、親会社である三菱地所株式会社の統括のもと、業務の適正を確保する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- ② 前号に定める使用人が配置された場合、補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ③ 取締役は前号に定める使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底すると共に、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。

(8) 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。

- ② 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項を監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
- ④ 公益通報者保護法を踏まえて、「ヘルプライン」に関する規則を整備・運用すること等により、監査役に報告を行ったことを理由として、報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

- ① 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ② 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ③ 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、会社に請求することができる。当社は、監査役の請求に基づき、監査役の職務の執行に必要な費用を支払う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会を開催し、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について決定するとともに、定例の社内会議等において報告、審議を行い、迅速な意思決定を行うなど、業務執行の効率性を高めております。
- (2) 監査役会は、監査役会規程に基づき、監査役会を開催し、監査を実施しています。また、常勤監査役は、定例の社内会議等に参加するなど、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しております。